

75歳以上のみなさんへ健診のお知らせ

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

後期高齢者医療制度に加入されている方が対象です。元気なあなたも、治療中のあなたも早期発見・治療のために年に1回の健康診査を受けましょう。

健康診査受診券の有効期限は、令和7年3月31日までです。

健診を受ける際は、医療機関等にご予約のうえ、受診してください。

健診を受ける際に持参するもの

- 健康診査受診券(ピンク色のハガキ)
- 後期高齢者医療被保険者証

令和6年10月6日執行九重町長選挙に関する立候補予定者説明会の開催について

●お問い合わせ

九重町選挙管理委員会 ☎0973-76-3825

令和6年10月6日執行九重町長選挙に関する立候補予定者説明会を開催します。

- とき 令和6年9月4日(水) 午後2時~
- ところ 九重町役場3階301会議室
- 対象者 立候補予定の方、その関係者の方

立候補予定者に対する立候補届出の方法や選挙運動に関する説明を予定していますので、対象者の方はご出席をお願いします。

ご不明な点につきましては、九重町選挙管理委員会までお問い合わせください。

このえ緑陽中学校第9回俳句「ふるさと大賞」を開催しますので投票をお願いします

●お問い合わせ

教育振興課 ☎0973-76-3812

校内俳句大会で選出された入選作品30句を九重町民の皆さまに知っていただき、「選者」になっていただくことを通して、「中学生の故郷を愛する気持ち」の理解を深めることを目的としています。

●大会スローガン

「あなたの1票が中学生と九重町を元気にする!」

●俳句創作テーマ「未来」

●投票方法と場所

- 投票期限 8月31日(土)まで
- 投票可能な人

九重町民(子どもも可)及び九重町訪問者

●投票場所

町内の公的機関(九重町役場、各地区公民館・郵便局等)

※右上のQRコードを使ってのスマホ投票も可能です。

※町内の小・中学生は学校で投票を行います。

●入賞

得票総数の上位者を11月開催の合唱祭の中で、入賞者として表彰します。

主催 このえ緑陽中学校運営協議会



民間賃貸住宅家賃補助事業申請の受付について

●お問い合わせ

まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

―九重町に住みたい方を応援します―

新たに賃貸住宅(空き家含む)で暮らし始めた方へ、家賃助成を行っています。希望される方は、必要書類を添えて申請してください。

【家賃助成対象期間】

令和6年4月~令和6年9月分

【申請受付期間】

9月2日(月)~9月30日(月)まで
(※お早めに申請ください。)

【条件等】

単身世帯:月額家賃30,000円以上

同居世帯:月額家賃45,000円以上

(管理費、駐車場代等を除く住居にかかる費用のみ)

その他の条件については下記までお問合せいただくか、「まちの事業紹介(P7)」、または九重町ホームページをご確認ください。



還付金詐欺にご注意を！

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

不審な電話・訪問にご注意ください

全国各地で還付金詐欺が発生しています。厚生労働省・日本年金機構・市町村・広域連合等の職員を装い、「年金の払い戻しがある」「医療費の戻りがある」といった言葉で高齢者が通帳やキャッシュカード等をだまし取られたり、ATMに誘導されて口座から現金を引き出されたりする被害が発生しています。



九重町では「特殊詐欺等被害防止機能付き電話機等購入補助」を行っています。

まちの事業紹介▶

【住まい・生活(11ページ)】



不審な電話・訪問があったら

不審に思われた時には、すぐに住民課または後期高齢者医療広域連合までご連絡をお願いします。

後発医薬品(ジェネリック医薬品)をご存じですか？

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

先発医薬品(新薬)の開発には、長い年月と莫大な費用がかかります。そのため一定の期間、特許で守られており、値段が高くなります。

一方、ジェネリック医薬品は、その特許が切れた後に発売されるため先発医薬品に比べて低価格で購入することができます。

ジェネリック医薬品のいいところ

★先発医薬品より安価で経済的

患者さんの自己負担の軽減、医療費の削減につながります。

★効き目や安全性は先発医薬品と同等

後発医薬品が先発医薬品と同レベルの品質・有効性・安全性を有するかどうかについて厚生労働省で審査を行っています。

まずは、かかりつけ医や薬局の薬剤師へご相談ください。直接言いづらい方は、市町村窓口を設置、または7月に送付しました新しい被保険者証に同封の「後期高齢者医療のしおり」に掲載しております「ジェネリック医薬品希望カード」を薬局にてご提示ください。

健康相談・栄養相談・歯科口腔相談・ご長寿健康相談の実施について

●お問い合わせ

住民課 ☎0973-76-3802
大分県後期高齢者医療広域連合 ☎097-534-1771

後期高齢者医療広域連合では、被保険者に健康相談、栄養相談、歯科口腔相談、ご長寿健康相談を行っています。対象の方には事前にご案内を送付いたします。

対象者 健康相談・・・県内 500名程度
栄養相談・・・県内 700名程度
歯科口腔相談・・・県内 350名程度
ご長寿健康相談・・・県内1,500名程度

内容 健康相談員として保健師・看護師・管理栄養士・言語聴覚士・歯科衛生士がご自宅を訪問し、健康管理や日常生活での改善点など、個々の状況にあったアドバイスやご相談を行います。

65歳以上の皆さんへ ～令和6年度から介護保険料が変わります～

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

■65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料について

65歳以上の方の保険料率は、介護保険事業計画とともに3年ごとに見直されます。今般、第9期介護保険事業計画(令和6～8年度)の策定に伴い、令和6年度からの保険料率が新しく決まりました。

※新しい保険料率の詳細については、九重町HPまたは8月に被保険者の方へ送付する「介護保険料納入通知書」に同封の書類にてご確認ください。

■主な改正点

- ・所得段階区分が、9段階から13段階になりました。
- ・第1段階から第3段階の保険料率が下がりました。
- ・令和3～5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例(第6段階から第9段階の方の、給与所得または公的年金に係る雑所得がある場合の最大10万円の控除)の適用がなくなりました。

九重町と大分県が連携して滞納整理を強化「滞納は許しません！」

●お問い合わせ 税務課 ☎0973-76-3803

九重町では「公平・公正な税の負担」と「まちづくりを進める上で重要な財源確保」のため、7月より大分県特別滞納整理室職員と日田市、由布市、玖珠町、九重町の4市町の職員が連携して滞納整理を行い、収納率の向上を目指しています。

⇒納期内納付と滞納処分について

多くの町民の皆さんが納期内納付を守っているなかで、再三の催告に応じない滞納者や、収入があるにもかかわらず少額の納付しかしない滞納者には、税の公平性を保ち、町民として負担の義務を果たしていただくため、不動産や預貯金・給与の差押え等の滞納処分を行います。

さらに「タイヤロック(車輪止め)」による自動車やバイクなどの差押えを実施しています。タイヤロック装着後も納税されない場合は、公売等により売却し、その売却代金を未納の税金に充てることになります。

財産の差押えは法律で定められており、滞納者の意思にかかわらず行う強制処分です。また、納期限を過ぎると延滞金が発生する場合がありますので、納期内納付をお願いします。



▲「滞納対策のタイヤロック(車輪止め)」

※広報このえ7月号9ページ「後期高齢者医療保険料について」にて表中一列目二行目を「所得割額」と表記していましたが、正しくは「均等割額」です。訂正してお詫びいたします。

第3次健康ここのえ21計画より「飲酒について」

●お問い合わせ 保健福祉センター ☎0973-76-3838

九重町の男性は、お酒を飲む頻度(毎日)、飲酒日の1日あたりの飲酒量が多い人(2~3合未満、3合以上)が大分県平均と比べて多い状況です。飲酒は健康だけでなく、様々な影響を及ぼします。一人ひとりがアルコールのリスクを理解し、どのような影響があるか、自分にあった飲酒量を決め、健康に配慮した飲酒を心がけましょう。

お酒との付き合い方を見直してみよう

- ・自らの飲酒状況などを把握する
- ・あらかじめ量を決めて飲酒する
- ・飲酒前、飲酒中に食事をとる
- ・飲酒の合間に水を飲む
- ・1週間のうち、飲まない日を設ける

飲酒チェックツール SNAPPY PANDA

自分が飲んだお酒の種類を選ぶと、簡単に総飲酒量とお酒の分解にかかる時間が計測できます。自分の健康を管理するための方法の1つとして活用してみましょう。



～1日当たりのお酒の適量～

※すべてを合わせた量が適量ではなく、どれか1つで適量となります。
※女性や高齢者は上記に記された量の半量が適量となります。

ビール(5%)
ロング缶1本(500ml)



日本酒
1合(180ml)



ウイスキー
ダブル1杯(60ml)



焼酎(25度)
グラス1/2杯(100ml)



ワイン
グラス2杯弱(200ml)



チューハイ(7%)
缶1本(350ml)



防災士資格試験の受講者募集

●お問い合わせ 危機管理・防災安全課 ☎0973-76-3801

九重町では、地域防災力の強化を目的に「防災士」への助成を行っています。防災士になって地域の防災力を高めませんか？

防災士資格の研修・試験

- ・開催日 11月16日(土)～11月17日(日)
- ・場所 日田市役所 7階 大会議室
- ・募集人員 10名程度
- ・対象者 九重町に在住の方
- ・受講料 自己負担なし ※町と県で全額負担します。
(昼食はご自身でご準備下さい。証明写真が2枚必要となります。)
- ・申込期限 9月末まで
- ・申込方法 受講を希望される方は、危機管理・防災安全課までご連絡ください。

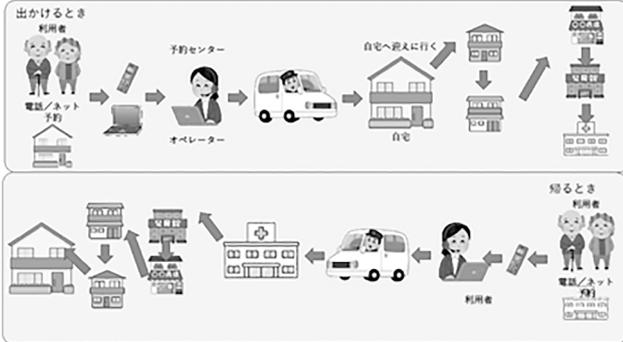


10月1日よりデマンド交通が始まります

●お問い合わせ まちづくり推進課 ☎0973-76-3807

デマンド交通とは

・デマンド交通とは、予約に応じて、自宅まで伺い、あらかじめ地区ごとに指定された目的地（公共施設・病院・金融機関等）まで乗合で運ぶ輸送サービスのこと



コミバスとの違いは？

- ・決まったルートがない
- ・決まった時刻表がない
- ・利用登録、事前の予約が必要

※詳細については、地区説明会やケーブルテレビ等でお知らせします。

運行概要

- 運行日 月曜日～金曜日（祝日、年末年始を除く）
- 運行時間 8:30発～17:00着
- 予約受付 乗車希望の1週間前から1時間前まで
- 予約可能時間 電話の場合 8:30～17:00
WEB予約 24時間
- 運賃 大人 500円
子ども 250円
(障がい者割引、回数券、定期券(new)有)



利用方法

利用する方の『利用者登録』を行う



利用される方は、必ず登録をしてください。

予約する(電話or ネット)



■■■です。明日10:30に●●病院に行きたいです。



■■■様ですね。10:00頃ご自宅へ伺い、10:20分頃到着する便が予約できます。

指定時間に乗車



ご自宅までお伺いします。

他の利用者と乗合で目的地へ

同じ時間に予約が重なっている場合、乗合となり効率の良いルートで目的地まで向かいます。

※デマンド交通開始に伴い、従来の龍門線、寺床線、小平谷線、鹿伏桐木線、飯田高原線、うるが線、栗原小園線は廃止され、デマンド交通での利用となります。

変更する路線について

地区	旧路線名	新路線名	運行曜日		主な変更点
			9月30日まで	10月1日から	
東飯田	龍門線	東飯田線 (デマンド交通)	平日	平日	自宅までお迎えに上がり、東飯田地区内の拠点施設(病院・金融機関は地区外可能)へ行くことができます。 時刻表がなくなり、予約に応じて運行する形になり、ご希望の時間帯で利用することができます。 東飯田小学校への通学便は定時運行します。
野上	小平谷線	野上線 (デマンド交通)	水・金曜日	平日	運行曜日が平日(月～金)になります。 自宅までお迎えに上がり、野上地区内の拠点施設(病院・金融機関は地区外可能)へ行くことができます。 時刻表がなくなり、予約に応じて運行する形になり、ご希望の時間帯で利用することができます。
	寺床線		火・木曜日		
	鹿伏桐木線		火・木曜日		
飯田	飯田高原線	飯田線 (デマンド交通)	平日	平日	自宅までお迎えに上がり、飯田地区内の拠点施設(病院・金融機関は地区外可能)へ行くことができます。 時刻表がなくなり、予約に応じて運行する形になり、ご希望の時間帯で利用することができます。 飯田小学校への通学便は定時運行します。
南山田	うるが線	南山田線 (デマンド交通)	水・金曜日	平日	運行曜日が平日(月～金)になります。 自宅までお迎えに上がり、南山田地区内の拠点施設(病院・金融機関は地区外可能)へ行くことができます。 時刻表がなくなり、予約に応じて運行する形になり、ご希望の時間帯で利用することができます。
	栗原小園線		水・金曜日		
全域	九重縦断線	変更なし	毎日	毎日	

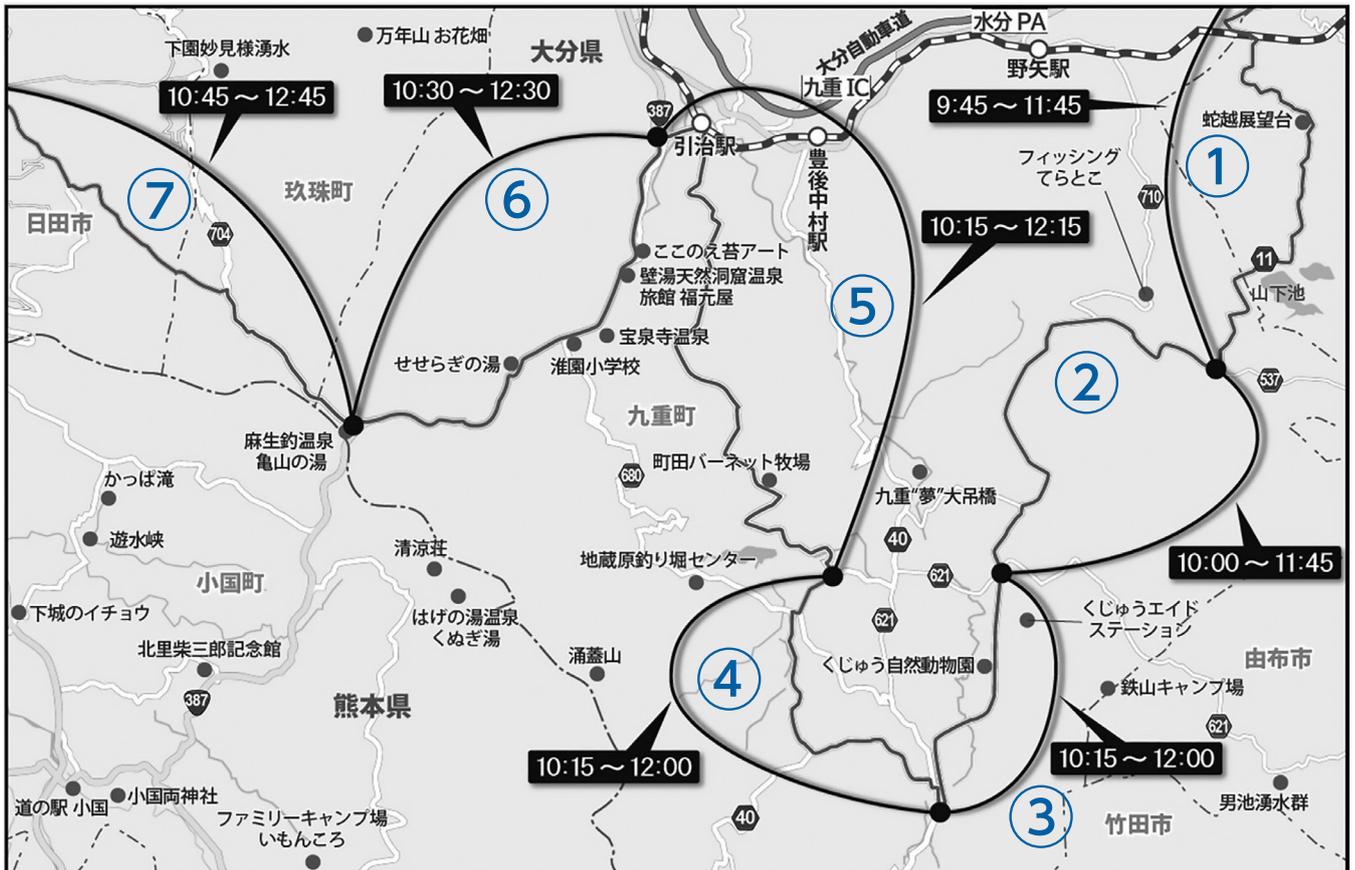
片道料金		
大人	小学生	備考
500円 (回数券利用で300円) ※障がい者半額	250円 (回数券利用で150円) ※障がい者半額	全路線にて乗換チケット利用可能 (乗継後の車両では追加料金はかかりません) 未就学児無料

※10月1日より新たに通勤・通学利用において回数券よりもお得な定期券を販売いたします。
(まちづくり推進課・豊後中村駅・各地区公民館にて販売予定)

国際サイクルロードレース マイナビ ツール・ド・九州2024 九重町内における交通規制のご案内

●お問い合わせ 社会教育課 ☎0973-76-3823

10月12日(土)に国際サイクルロードレース「マイナビツール・ド・九州2024」が開催されます。交通規制の対象道路及び時間帯をお知らせいたします。近隣住民の皆様、道路を利用の皆様には、大変ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解ご協力の程よろしくお願いたします。



- ・①～⑦の区間は下記記載の時間帯通行できません。
- ・規制時間は記載の時間より前後する場合があります。
- ・現場警察官及び警備員の誘導にご協力ください。

九重町内の規制時間

- ① 9:45～11:45 水分峠～県道11号湯平入口
- ② 10:00～11:45 県道11号湯平入口～JAドライブイン交差点
- ③ 10:15～12:00 JAドライブイン交差点～長者原交差点
- ④ 10:15～12:00 長者原交差点～四季彩ロード入口
- ⑤ 10:15～12:15 四季彩ロード入口～国道387号新引治交差点
- ⑥ 10:30～12:30 国道387号新引治交差点～県道704号入口
- ⑦ 10:45～12:45 県道704号入口～県道12号交差点

マイナビ ツール・ド・九州2024 当日のイベントも開催決定!!参加無料!

大会の見どころの一つでもある『スプリントポイント』の隣では、以下の通り当日イベントを開催!

レースの迫力を肌で感じながら、イベントをお楽しみください。

220インチ大型スクリーンでパブリックビューイング実施!

場所:長者原園地(レストハウスやまなみ横)

日程:10月12日(土)

9:30 ~ イベントセレモニー/パブリックビューイング

9:45 ~ オープニングアクト:菅ひかり歌謡ショー

11:00 頃 レース通過予定

11:30 ~ MC CONY×DJライブ

12:00 ~ マスコットキャラクター ミヤちゃんショー

イベント内容は変更することがあります。
その他にも、ステージショーやキッチンカー、飲食ブースなど魅力いっぱいのイベントを予定しています。



宇宙人CONY



MC 小西綾音

なお、当日はマイナビツール・ド・九州のYouTubeアカウントにて、レースの生中継を予定しています。(⇒QRコード参照)

会場や沿道での応援ができない方は、ぜひ生中継をご覧ください。



マイナビツール・ド・九州2024に関する問い合わせ

■交通規制に関する問い合わせ

コールセンター TEL:092-712-4537

8/1 ~ 9/30 平日 10時~17時

10/1 ~ 10/15 10時~18時*

*10/11 ~ 10/15 は土日祝含む

■大会やイベントに関する問い合わせ

九重町社会教育課

76-3823 までお問い合わせください。

町営住宅等の入居者を募集します

●お問い合わせ 建設課 ☎0973-76-3811

町
営
住
宅

松岡台住宅

住 所： 九重町大字右田3150番地
募 集 戸 数： 一般世帯向け4戸(3LDK)
高齢者向け1戸(2DK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月



青山住宅

住 所： 九重町大字右田785番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け2戸(3LDK)
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 1,000円/月



釜の口住宅

住 所： 九重町大字田野1276番地の1
募 集 戸 数： 一般世帯向け1戸(3LDK)
そ の 他： IHクッキングヒーター(20A措置タイプ)が必要
住宅使用料等： 住宅使用料は所得によって決定。
駐車場使用料： 2,000円/月



定
住
促
進
住
宅

北代住宅

住 所： 九重町大字恵良436番地の2
募 集 戸 数： 新婚・子育て世帯向け1戸(3LDK)
基本住宅使用料： 55,000円/月
駐車場使用料： 2,000円/月
基 本 減 額： 次の条件を満たす者は基本住宅使用料から5,000円/月を減額
入居時点において新婚世帯で、かつ、入居日から5年を超えていない世帯又は入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない世帯住宅使用料は所得によって決定。
特 別 減 額： 次の条件を満たす者は対象の子1人につき5,000円/月を減額(上限15,000円/月)
入居時点において子育て世帯又は新婚世帯で、かつ、同居の子が規則で定める学校に在学し、18歳に達する日以後最初の3月31日を迎えていない者が2人以上の世帯



申
込
み
に
つ
い
て

募集期間：令和6年8月15日(木)～8月30日(金) 午後5時まで

- 入居予定日：令和6年10月1日(火)から
- 敷金(入居時住宅使用料の3月分)を入居手続きの際に納入が必要です。
- 入居後、共益費が必要です。
- 申込みには、所得制限等の要件があります。応募が多数の場合は抽選会を行います。
- 申込書は建設課(役場2階)に用意しています。九重町ホームページからもダウンロードできます。
- 町営住宅の使用制限措置に基づき、暴力団関係者と判明した場合は、入居できません。



▲九重町HP

一般廃棄物の適正な処理について

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

一般廃棄物とは?・・・一般家庭の日常生活に伴って排出されるごみをいいます。

私たちの生活からは、毎日たくさんのごみが出ています。ごみの中には、まだまだ使える資源(リサイクル)が多く眠っています。ごみが資源となるか、焼却、埋立てられるかはごみを捨てる時に決まります。ごみと資源を分別することで、資源は再利用され、その結果として、ごみの量は減ります。また、分別されたごみは、その分、焼却の効率もよくなり、焼却炉の寿命や埋立地の延命につながります。ごみを出しているわたしたち一人ひとりの手でごみを分別して、ごみを減らしていきましょう!

以下のものは、清掃センターでは適正な処理ができませんので、ご注意ください。

自動車部品等、タイヤ、バッテリー、廃油、塗料、耐火金庫、薬品類とその容器(農薬・劇薬)、プロパンガスボンベ、便器、土石類、がれき類、電気温水器、浴槽、消火器、パソコン、モニター、農業用ビニールと廃プラスチック(ハウス用・マルチ・あぜシート)、建築廃材、スレート、天井ボード、家庭で使用した医療系廃棄物、小型充電式電池、洗面台、流し台など

※処理方法については、“令和6年度人権・環境カレンダー12月”のページをご覧ください。

☆家庭で使用した医療系廃棄物(在宅医療廃棄物)の排出のうち、「ガーゼ、包帯、脱脂綿類など」は、家庭ごみとして出すことができますが、それ以外の「注射器(注射針)、薬品液・容器など」は、処方された医療機関に返却してください。また、動物用薬剤についても同じ取り扱いになりますのでご注意ください。



中小企業退職金共済制度普及について

●お問い合わせ 商工観光・自然環境課 ☎0973-76-3150

「中小企業退職金共済制度」は、中小企業において退職金を積み立てるための国の退職金制度です。詳しくは、下記連絡先またはホームページをご覧ください。

人も、会社も、もっと元気に!

中退共 小企業退職金共済制度

- ◆ 掛金の一部を国が助成
- ◆ 掛金は全額非課税。手数料も不要
- ◆ 外部積立型なので管理が簡単
- ◆ パートさんの加入もOK

詳しくはホームページへ

中退共 検索

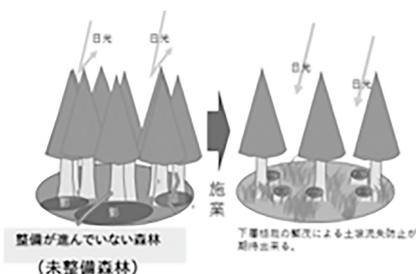


(独)勤労者退職金共済機構 中小企業退職金共済事業本部
TEL.03-6907-1234 FAX.03-5955-8211

九重町森林経営管理意向調査実施について

●お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎0973-76-3804

九重町では、令和6年度より森林環境譲与税を活用した、未整備森林対策事業を始めます。昨年度実施した航空レーザー技術を活用した森林資源調査結果に基づき、整備が進んでいない森林を対象とした現地調査を実施します。今年度は11haを予定しています。対象の森林所有者の方には、現地調査後に今後の森林整備の意向確認に伺いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。現地調査・意向調査については、大分市の(公)森林ネットおおいたに業務委託して実施します。なお、調査員は、「九重町森林調査員」の腕章を着用し、身分証明書を携帯して調査を行います。



農業者なら誰でも入れる「農業者年金」に加入して安心で豊かな老後を！

●お問い合わせ 農業委員会 ☎0973-76-3805

○農業者年金へは次の要件を満たす方ならどなたでも加入できます。

- 1 国民年金第1号被保険者(国民年金保険料納付免除者を除く)
- 2 年間60日以上農業に従事
- 3 20歳以上60歳未満

※農業者年金に加入される方は、国民年金の付加年金(付加年金保険料月額400円)加入が必要です。

※農業者年金と国民年金基金(旧みどり年金を含む)及び個人型確定拠出年金(イデコ)とは重複加入できませんのでご注意ください。

○積立方式だから自分がかけた金額は年金として生涯もらえます。

(仮に80歳前に亡くなった場合でも、死亡一時金が遺族に支給されます。)

○保険料はいつでも変更できます。

月額2万円を基本とし、6万7千円の間で、千円単位でいつでも額を変更することができます。

○税制面で大きな優遇措置があります。

支払った保険料は、全額社会保険料控除となり、所得税や住民税等の節税になります。

○一定の要件を満たす方には、保険料の国庫補助があります。

農地パトロール(利用状況調査)を実施します

遊休農地等の実態把握と発生防止・解消、農地の違反転用発生防止対策として今年も町内全域の農地パトロールを実施します。実施期間は令和6年8月～10月です。

身分証をつけた農業委員・農地利用最適化推進委員が調査を行います。確認のため農地内に立ち入ることもありますが、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

農地転用等についてのお願い

農地の売買、農地を農地以外にすること、農地の形状などを変更して住宅や駐車場、植林、太陽光発電施設のように耕作目的以外に使用する農地転用を行うには、農地法に基づく手続きと許可が必要です。

農地法の許可を得ずに行った売買契約は無効となるほか、無断で農地を転用した場合は農地法の規定により罰則が適用されます。詳しくは、農業委員会までご相談ください。

緑の募金事業について

●お問い合わせ 農林課 畜産林業グループ ☎0973-76-3804

●令和5年度『緑の募金』へのご協力ありがとうございました！

令和5年度は、『緑の募金』に対する家庭募金が 463,800円 集まりました。

みなさんの善意により集まった緑の募金は、大切な森林・みどりを守り育て、次世代の人々に引き継ぐとともに緑豊かな美しい郷土を築くため活用されています。

本年度においても引き続き『緑の募金』にご理解とご協力をお願いします。

●地域緑化に取り組みませんか？

『緑の募金事業』は募金額に応じて、公益財団法人森林ネットおいたより交付金が交付され、地域の緑化等に取り組むことができるものです。

令和5年度事業では、公共施設の緑化及び緑化木の配布等を実施することが出来ました。新年度も引き続き緑化を推進して行きます。

今年度の緑の募金事業についての内容、申請方法については申込要領のとおりです。



▲緑化木の配布の様子

【緑の募金事業申込要領】

1. 事業内容 『森林の整備』

- ★環境保全林の造成
- ★森林公園等の整備
- ★その他

『緑化の推進』

- ★地域空閑地を利用した緑化公園づくり
- ★公共施設の緑化（公民館、公園、学校等の緑化）
- ★緑の少年団の育成
- ★その他

2. 対象団体 地域住民の団体（行政区、サークル、地域会等）

3. 申請手続き 計画書に必要事項を記入して申請をしていただきますので、九重町緑化推進委員会事務局（農林課 畜産林業グループ）までご相談ください。 （申請期日：令和6年9月30日（月）まで）

4. 交付の範囲 計画書の内容を九重町緑化推進委員会事務局で精査のうえ決定致します。

5. 摘要 その他不明な点については下記事務局までご連絡ください。

事務局：農林課 畜産林業グループ
TEL：0973-76-3804（農林課直通）
FAX：0973-76-3840



『共に生き ともに歩もう 認知症』

～9月21日は世界アルツハイマーデー、9月は世界アルツハイマー月間です～

●お問い合わせ

健康福祉課 ☎0973-76-3821

九重町地域包括支援センター ☎0973-76-3863

世界アルツハイマーデー（毎年9月21日）は、国際アルツハイマー病協会（ADI）が認知症への理解をすすめ、本人や家族への施策の充実を目的に1994年に制定されました。

この日を中心に、9月をアルツハイマー月間として世界各国そして日本でも啓発活動が行われています。九重町でも期間中、認知症への理解を深めてもらうために下記のような取組を実施します。認知症について、皆さんで考える機会にしてみませんか？

1. 図書館や公民館とコラボで「認知症コーナー」を設置します！

文化センター内図書館では、9月1日から30日まで認知症の特設コーナーを設置し、認知症の基礎知識や介護に関する書籍の紹介、パネルの展示を行います。また、野上公民館入り口の図書コーナーにおいても同様の展示を行います。子どもから大人まで、認知症や介護についての書籍にふれることができます。機会があればぜひお立ち寄りください。

2. 『オレンジカフェ』を毎月2カ所で開催しています！

『オレンジカフェ』とは、認知症の方とその家族、地域の方、医療や介護の関係者など誰でも気軽に参加できる場所です。コーヒーやお茶を飲みながら、お話や情報交換をしたり交流できる場です。開催場所は野上地区と南山田地区です。地区を問わずにどちらの会場でも参加できます。9月のカフェは下記のとおりです。

【南山田地区（毎月第2水曜日）】

■とき：9月11日（水）午後2時～午後3時30分

■ところ：南山田公民館

【野上地区（毎月第3火曜日）】

■とき：9月17日（火）午後2時～午後3時30分

■ところ：野上公民館

*事前の申し込みは不要です。
*参加費として100円（飲み物とお菓子代）をいただいておりますのでご準備ください。

3. あなたも『認知症サポーター』になりませんか！

『認知症サポーター』とは、なにか特別なことをする人ではありません。認知症を正しく理解し、偏見を持たず、認知症の方や家族を温かく見守る『応援者』です。

九重町では認知症サポーター養成講座を行っています。自治会、サロン、職場、PTAなど、いろいろな団体を対象に随時開催しています。お気軽にご相談ください。

認知症サポーター養成講座を受講した人全員に、「認知症サポーターカード」をお渡しています。



4. 認知症予防講演会のお知らせ

大分県認知症疾患医療センター主催による、認知症予防に関する最新の知見についての講演会が日田市で開催されます。この講演会に関するお問い合わせは、下記連絡先までお願いします。

- 日 時：令和6年9月6日(金) 午後6時30分～(午後6時 開場)
- 場 所：パトリア日田 小ホール ※参加無料
- 講 師：大分県認知症疾患医療センター 上野公園病院 診療部長 大神 博央 先生
- 内 容：『認知症を“予防”する～未来の自分のために、今できること～』
- お問い合わせ：大分県認知症疾患医療センター 上野公園病院 電話：0973-23-6603

5. 令和6年度『認知症予防教室』の参加者を募集します！

認知症は、若年期から高齢期まで誰にとっても身近な疾患となっています。体の健康と同じように脳の健康にも関心を持ち、早くから予防を意識した生活習慣に取り組むことが大切です。参加費は無料です。参加申し込み、お問い合わせは、健康福祉課または地域包括支援センターまでご連絡ください。

【第1回】『脳から始める健康管理!脳の健康、意識してみませんか?』

- 日 時：令和6年10月22日(火) 午前10時～午前12時
- 場 所：九重文化センター(2階大会議室)
- 内 容：脳と体の健康チェック 他

【第2回】『知っておきたい!認知症ってどんな病気?』

- 日 時：令和6年11月22日(金) 午前10時～午前12時
- 場 所：九重文化センター(2階大会議室)
- 内 容：認知症・軽度認知障害についての講話(講師:高田病院 山下太郎先生) 他

【第3回】『認知症へのそなえ ～これからのために“今”できること～』

- 日 時：令和6年12月20日(金) 午前10時～午前12時
- 場 所：九重文化センター(2階大会議室)
- 内 容：認知機能を維持させる生活習慣のポイント、相談窓口について 他

【対象】九重町民の方であればどなたでもご参加できます

【定員】20名(※申し込み先着順です)

民生委員児童委員の交代について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

野上地区において民生委員児童委員の交代がありましたのでお知らせします。前任の佐藤秀信さんに代わり、8月より須藤隆廣さん(鹿伏)が委嘱されました。

担当地区：猪牟田・鹿伏・桐木

九重町では、民生委員児童委員37名と主任児童委員4名が活動しています。生活上の問題、高齢者、障がい者、児童問題などで相談ごとをお持ちの方は、担当地区の民生委員児童委員もしくは主任児童委員にご相談ください。



九重町認知症高齢者等の個人賠償責任保険事業について

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

九重町では、認知症の方が他人にケガをさせたり他人の財物を壊したりして、法律上の損害賠償を負った場合に、保険金の支払いを受けることができる「九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険」があります。

九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険

▶ **保険加入料** 保険料全額を九重町が負担するため、加入された方の自己負担はありません。

▶ 保険加入の対象者

- すべてに該当する方
- 九重町高齢者等SOS ネットワークに事前登録されている40歳以上の方
 - 九重町に居住している方
 - 本人が在宅生活している方（※1）
 - 要介護認定を受けており認知症高齢者の「日常生活自立度」がⅡa以上の方
 - その他医師の診断により加入が必要と認められる方

（※1）下記の①～③の施設等で生活している人は、この保険の対象外です。

① 介護保険制度における施設サービス及び居住系サービスを利用している方

施設サービス

「介護老人福祉」「介護老人保健施設」「介護療養型医療施設」「介護医療院」
「地域密着型介護老人福祉施設」

居住系サービス

「認知症対応型共同生活介護」「特定施設入居者生活介護」

② 医療法に規定する病院または診療所に入院している方

③ 次のいずれかの社会福祉施設に入所している方

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設等に入所している方
- 生活保護法に規定する救護施設及び更生施設に入所している方
- 老人福祉法に規定する養護老人ホームに入所している方

▶ こんな場合に保険金が支払われます（補償内容）

- 他人の敷地に侵入し、育てている農作物等を荒らしてしまった
- 他人の車を叩く等し、傷をつけてしまった
- シニアカーで歩行者と衝突してケガを負わせてしまった
- スーパーやコンビニ等で、店の商品や備品を壊してしまった



個人賠償責任保険（上限1億円）

壊してしまった物を弁償または修理する費用、ケガを負わせてしまった相手の治療費や慰謝料、休業補償等が支払われます。

また、弁護士が必要になった場合の弁護士費用、さらに裁判になった場合は裁判費用も併せて支払われます。

▶ 加入申込みについて

申込時期 随時受付

申込方法 健康福祉課（役場1階）に、次の①～③の書類を提出してください。加入要件の確認を行い、加入申請の結果通知書を後日お送りします。

【提出書類】 ①九重町認知症高齢者等個人賠償責任保険加入申請書

②診断書（介護認定の状況により「認知症高齢者の日常生活自立度」が確認できる場合は不要）

❗必ず高齢者等SOS ネットワークの事前登録（21ページ）を行ってください。保険事業のみの加入はできません

『おおいたユニバーサルデザインマップ』とは・・・

車いすを利用されている方、視覚や聴覚に障がいがある方、高齢で歩行に自信のない方や小さなお子さん
がいる方など、障がいのある方もない方も誰にでも大分のお出掛けを楽しんでいただけるよう、大分県内の観
光関連施設等におけるバリアフリー情報をわかりやすく紹介しているサイトです。

【掲載情報】

- 飲食・観光・宿泊・お土産・温泉・交通・トイレ・アクティビティ・道の駅・病院等・金融機関・福祉施設・公共
施設のバリアフリー情報
- バリアフリーツアーなどのイベント情報
- 出かけた先での困りごとの相談や介助者派遣の情報など

※例えば・・・『車いすの貸出しがある場所を利用したいな』『補助犬の同伴が無ければ利用が難しいな』『子ども
のおむつを替える場所が近くに無いかな』等の時に便利です。



【マップURL】

<https://oita-udmap.jp/>

九重町高齢者等SOSネットワーク事業 – 事前登録制度のお知らせ –

●お問い合わせ 健康福祉課 ☎0973-76-3821

認知症により、記憶力や判断力が低下し、道に迷ったり、自分の家が分からなくなり、外出したまま家に戻れなくな
る場合があります。そのような場合に登録された情報を関係機関に提供し、早期の発見・保護につながるのが九重町
高齢者等SOSネットワーク事業の「事前登録制度」です。



事前登録制度とは

■どんな人が利用できますか？

制度が利用できる人は、九重町内にお住いで、認知症等により行方不明になるおそれのある人です。

■どこで申請できますか？

申請を希望される方（ご本人やご家族等）は、健康福祉課（役場1階）にお越しください。

■申請の際に必要な書類はありますか？

印鑑と登録する方の写真（顔写真と全身が写ったもの）が必要です。事前にご準備ください。